



平成 25 年 7 月 8 日

各 位

会 社 名 朝 日 印 刷 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 濱 尚
(コード番号3951 東証第二部)
問合せ先 常 務 取 締 役 大 崎 洋 治
(TEL. 076-421-1177)

転換社債型新株予約権付社債発行に関するお知らせ

当社は、平成25年7月8日開催の取締役会において、第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（以下「本新株予約権付社債」という。）の発行を決議いたしましたので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします。

なお、本新株予約権付社債の募集につきましては、払込金額（各社債の金額100円につき金100円）と異なる価格（発行価格、各社債の金額100円につき金102.5円）で一般募集を行います。

【本新株予約権付社債発行の背景と目的】

当社グループは、「包装を核とし、美と健康に関わる分野でチームワークを発揮して、技術とサービスを提供することにより『顧客満足度・業界No.1』をめざす」をグループ共通の経営ビジョンとし、医薬品・化粧品包材（パッケージ、添付文書、ラベル等）の製造・販売を行う印刷包材事業及び包装システム販売事業を中核に企業価値の向上を進めてまいりました。

また、当社は昨年度、創業140周年の節目の年を迎え、今後も永続的に発展できる企業であり続けるために、将来に向けたメッセージとして「Change For The Future! 印刷包材提供企業から感動提供企業へ」を掲げ、2012年4月からの5年間を対象期間とする新たな中長期経営計画「Asahi Dream Plan (AD2016計画)」をスタートさせました。これまで拡充してまいりました販売網を活かした地域に密着した提案型営業活動を展開し、市場ニーズに即した付加価値の高い製品を提供するとともに、製品群別・市場別工場ラインの効率的活用をベースとし、戦略的な最新鋭生産設備導入による生産能力増強や品質保証体制強化を追求し、安定した製品の供給体制の維持・向上に努めております。

本新株予約権付社債発行による調達資金は、当社の中核事業である印刷包材事業における生産設備等の設備投資資金に充当いたします。これにより、生産性や収益性の向上と技術優位性の確保を通じて、当社グループの更なる競争力強化につながるものと考えております。

当社は、「AD2016計画」に沿った事業遂行に当たり、必要な資金を確保するとともに、財務基盤の安定化についても考慮した手法で資金調達を行うべきであると考えております。本新株予約権付社債は、資金調達コストの低減を図りながら、将来的に新株予約権が行使された場合には資本増強が期待でき、また、時価を上回る転換価額を設定することにより発行後の希薄化を一定程度抑制することで既存株主にも配慮しております。

この度の本新株予約権付社債の発行は、当社グループの財務体質の強化及び中長期的な企業価値の向上に資するものであると考えております。

ご注意：この文書は、当社の第2回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

記

1. 社債の名称 朝日印刷株式会社第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）
（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）
2. 社債総額 金 35 億円
3. 各社債の金額 金 100 万円
4. 社債、株式等の振替に関する法律の適用 本新株予約権付社債は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受け、振替機関（第 31 項に定める。以下同じ。）の振替業に係る業務規程その他の規則に従って取り扱われるものとする。社債等振替法に従い本新株予約権付社債の社債権者（以下「本社債権者」という。）が新株予約権付社債券の発行を請求することができる場合を除き、本新株予約権付社債に係る新株予約権付社債券は発行されない。社債等振替法に従い本新株予約権付社債に係る新株予約権付社債券が発行される場合、かかる新株予約権付社債券は無記名式とし、本社債権者は、かかる新株予約権付社債券を記名式とすることを請求することはできない。
5. 新株予約権又は社債の譲渡 本新株予約権付社債は会社法第 254 条第 2 項本文及び第 3 項本文の定めにより本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。
6. 社債の利率 年 0.1%
7. 社債の払込金額（発行価額） 各社債の金額 100 円につき金 100 円
8. 社債の発行価格 各社債の金額 100 円につき金 102.5 円
9. 社債の償還金額 各社債の金額 100 円につき金 100 円
ただし、繰上償還する場合は第 12 項第(2)号又は第(3)号に定める金額による。
10. 担保・保証の有無 本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
11. 社債管理者
 - (1) 社債管理者の名称
株式会社みずほ銀行（代表）
株式会社北陸銀行
 - (2) 債権者の異議手続における社債管理者の権限
会社法第 740 条第 2 項本文の定めにかかわらず、社債管理者は、同条第 1 項に掲げる債権者の異議手続において、社債権者集会の決議によらずに本社債権者のために異議を述べることは行わない。
 - (3) 社債管理者の辞任
 - ①社債管理者は、以下に定める場合その他正当な事由がある場合は、社債管理者の事務を承継する者を定めて辞任することができる。
 - (イ)社債管理者と本社債権者との間で利益が相反する又は利益が相反するおそれがある場合

ご注意：この文書は、当社の第2回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

ある場合。

(ロ)社債管理者が、社債管理者としての業務の全部又は重要な業務の一部を休止又は廃止しようとする場合。

②本号①の場合には、当社並びに社債管理者及び社債管理者の事務を承継する者は、遅滞なくかかる変更によって必要となる手続を行わなければならない。

12. 社債の償還の方法及び期限

(1) 本社債の元金は、平成 30 年 7 月 24 日にその総額を償還する。ただし、繰上償還に関しては本項第(2)号又は第(3)号に、買入消却に関しては本項第(5)号に定めるところによる。

(2) 組織再編行為による繰上償還

①組織再編行為(本号⑤に定義する。)が当社の株主総会(株主総会の承認が不要な場合は取締役会)で承認された場合において、当社が、かかる承認の日(以下「組織再編行為承認日」という。)までに、社債管理者に対し、承継会社等(本号⑥に定義する。以下同じ。)が理由の如何を問わず当該組織再編行為の効力発生日において日本の金融商品取引所における上場会社であることを、当社としては予定していない旨を記載し、当社の代表取締役が署名した証明書を交付した場合には、当社は、償還日(当該組織再編行為の効力発生日又はそれ以前の日とする。ただし、当該組織再編行為の効力発生日が組織再編行為承認日から 30 日以内に到来する場合には、下記に定める公告を行った日から 30 日目以降の日とする。)の 30 日前までに必要事項を公告したうえで、残存する本社債の全部(一部は不可)を、本号②乃至④に従って決定される償還金額(以下「組織再編行為償還金額」という。)で繰上償還する。

②組織再編行為償還金額は、参照パリティ(本号③に定義する。)及び償還日に応じて下記の表(本社債の各社債の金額に対する割合(百分率)として表示する。)に従って決定される。

組織再編行為償還金額(%)

償還日	参照パリティ						
	80	90	100	110	120	130	140
平成 25 年 7 月 30 日	98.94	103.23	108.56	114.91	122.28	130.65	140.00
平成 26 年 4 月 1 日	99.30	103.46	108.69	114.98	122.31	130.65	140.00
平成 27 年 4 月 1 日	99.55	103.50	108.59	114.83	122.17	130.57	140.00
平成 28 年 4 月 1 日	99.68	103.30	108.22	114.42	121.83	130.38	140.00
平成 29 年 4 月 1 日	99.64	102.68	107.30	113.51	121.16	130.09	140.00
平成 30 年 4 月 1 日	99.48	100.77	104.48	111.11	120.02	130.00	140.00
平成 30 年 7 月 23 日	100.00	100.00	100.00	110.00	120.00	130.00	140.00

(注) 上記表中の数値は、平成 25 年 7 月 1 日(月)現在における見込みの数値であり、平成 25 年 7 月 17 日(水)から平成 25 年 7 月 23 日(火)までの間のいずれかの日(以下「転換価額等決定日」という。)に、当該転換価額等決定日における金利、当社普通株式の株価、ボラティリティ及びその

ご注意：この文書は、当社の第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

他の市場動向を勘案した当該償還時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるような数値に決定される。

③「参照パリティ」は、(イ)当該組織再編行為に関して当社普通株式の株主に支払われる対価が金銭のみである場合には、当社普通株式1株につき支払われる当該金銭の額を当該組織再編行為承認日時点で有効な転換価額(第14項第(6)号②に定義する。以下同じ。)で除して得られた値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とし、(ロ)上記(イ)以外の場合には、会社法に基づき当社の取締役会において当該組織再編行為の条件(当該組織再編行為に関して支払われ又は交付される対価を含む。)が決議された日(決議の日よりも後に当該組織再編行為の条件が公表される場合にはかかる公表の日)の直後の取引日に始まる5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含まない。以下本項において同じ。)の平均値を、当該5連続取引日の最終日時点で有効な転換価額で除して得られた値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とする。当該5連続取引日において第14項第(7)号、第(8)号又は第(10)号に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該5連続取引日の当社普通株式の普通取引の終値の平均値は、社債管理者と協議のうえ合理的に調整されるものとする。本③及び本項第(3)号②において「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が営業している日をいい、当社普通株式の普通取引の終値が発表されない日を含まない。

④参照パリティ又は償還日が本号②の表に記載されていない場合には、組織再編行為償還金額は、以下の方法により算出される。

(イ)参照パリティが本号②の表の第1行目に記載された2つの値の間の値である場合、又は償還日が本号②の表の第1列目に記載された2つの日付の間の日である場合には、組織再編行為償還金額は、かかる2つの値又はかかる2つの日付に対応する本号②の表中の数値に基づきその双方につきかかる2つの値又はかかる2つの日付の間を直線で補間して算出した数値により算出した数値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とする。ただし、日付に係る補間については、1年を365日とする。

(ロ)参照パリティが本号②の表の第1行目の右端の値より高い場合には、参照パリティはかかる値と同一とみなす。

(ハ)参照パリティが本号②の表の第1行目の左端の値より低い場合には、参照パリティはかかる値と同一とみなす。

ただし、組織再編行為償還金額は、各社債の金額の140%を上限とし、本号②の表及び上記(イ)乃至(ハ)の方法に従って算出された値が140%を超える場合には、組織再編行為償還金額は各社債の金額の140%とする。また、組織再編行為償還金額は、各社債の金額の100%を下限とし、本号②の表及び上記(イ)乃至(ハ)の方法に従って算出された値が100%未満となる場合には、組織再編行為償還金額は各社債の金額の100%とする。

⑤「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併、吸収分割又は新設分割(承継会社等が、本社債に基づく当社の義務を引き受け、かつ本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限る。)、当社が他の株式会社の完全子会社となる株式交換又は株式移転、及びその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本社債に基づく当社の義務が他の株式会社に引き受けられることとなるものを総称していう。

⑥「承継会社等」とは、次の(イ)乃至(ハ)に定める株式会社を総称していう。

ご注意：この文書は、当社の第2回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (イ)合併（合併により当社が消滅する場合に限る。） 吸収合併存続株式会社又は新設合併設立株式会社
(ロ)吸収分割 吸収分割承継株式会社
(ハ)新設分割 新設分割設立株式会社
(ニ)株式交換 株式交換完全親株式会社
(ホ)株式移転 株式移転設立完全親株式会社
(ヘ)上記(イ)乃至(ホ)以外の日本法上の会社組織再編手続 本社債に基づく当社の義務を引き受ける株式会社

⑦当社は、本号①に定める公告を行った後は、当該公告に係る繰上償還を取消すことはできない。

(3) 上場廃止等による繰上償還

①(イ)当社以外の者（以下「公開買付者」という。）によって、当社普通株式の保有者に対して金融商品取引法に基づく当社普通株式の公開買付けがなされ、(ロ)当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、(ハ)当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果当社普通株式が上場されている全ての日本の金融商品取引所においてその上場が廃止される可能性があることを当社又は公開買付者が公表又は認容し（ただし、当社又は公開買付者が、当該公開買付け後も当社が日本の金融商品取引所における上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。）、かつ(ニ)公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合には、当社は、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日（当該公開買付けに係る決済の開始日を意味する。以下同じ。）から 15 日以内に必要事項を公告したうえで、当該公告において指定した償還日（かかる償還日は、当該公告の日から 30 日目以降 60 日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、本号②に従って決定される償還金額（以下「上場廃止等償還金額」という。）で繰上償還する。

②上場廃止等償還金額は、本項第(2)号記載の組織再編行為償還金額の算出方法と同様の方法により算出される。ただし、参照バリエーションは、(イ)当該公開買付けの対価が金銭のみである場合には、買付期間の末日時点で有効な買付価格を、同日時点で有効な転換価額で除して得られた値（小数第 5 位まで算出し、小数第 5 位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）とし、(ロ)上記(イ)以外の場合には、買付期間の末日に終了する 5 連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値を、買付期間の末日時点で有効な転換価額で除して得られた値（小数第 5 位まで算出し、小数第 5 位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）とする。当該 5 連続取引日において第 14 項第(7)号、第(8)号又は第(10)号に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該 5 連続取引日の当社普通株式の普通取引の終値の平均値は、社債管理者と協議のうえ合理的に調整されるものとする。

③本号①にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編行為を行う旨の意向を当該公開買付けに係る買付期間の末日までに公表した場合には、本号①の規定は適用されない。ただし、当該取得日から 60 日以内に当該組織再編行為に係る組織再編行為承認日が到来しなかった場合、当社は、かかる 60 日間の末日から 15 日以内に必要事項を公告したうえで、当該公告において指定した償還日（かかる償還日は、当該公告の日から 30 日目以降 60 日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、上場廃止等償還金額で繰上償還する。

ご注意：この文書は、当社の第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- ④本項第(2)号に定める繰上償還事由及び本号①又は③に定める繰上償還事由の両方が発生した場合には、本社債は本項第(2)号に従って償還されるものとする。ただし、本項第(2)号に定める繰上償還事由が発生した場合において、組織再編行為承認日の前に本号①又は③に基づく公告が行われたときは、本社債は本号に従って償還されるものとする。
- ⑤当社は、本号①又は③に定める公告を行った後は、当該公告に係る繰上償還を取消すことはできない。
- (4) 償還すべき日(本項第(2)号又は第(3)号の規定により本社債を繰上償還する場合には、当該各号に従い公告された償還日を含み、以下「償還期日」という。)が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。
- (5) 当社は、法令又は振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に別途定められる場合を除き、払込期日(第29項に定める。)の翌日以降いつでも本新株予約権付社債を買入れることができる。買入れた本新株予約権付社債を消却する場合、当該新株予約権付社債についての本社債又は当該新株予約権付社債に付された本新株予約権の一方のみを消却することはできない。
13. 利息支払の方法及び期限
- (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成25年9月30日を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年3月31日及び9月30日にその日までの前半か年分を支払う。
- (2) 利息支払期日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。
- (3) 半か年に満たない利息を支払うときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。
- (4) 償還期日後は、利息をつけない。
- (5) 第1回の利息支払期日までに行使の効力が発生した本新株予約権が付された本社債については、利息をつけない。
- (6) 第1回の利息支払期日後に行使の効力が発生した本新株予約権が付された本社債の利息については、本新株予約権行使の効力発生日の直前の利息支払期日後はこれをつけない。
14. 本新株予約権に関する事項
- (1) 本社債に付された本新株予約権の数
各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計3,500個の本新株予約権を発行する。
- (2) 各新株予約権の払込金額
本新株予約権を引き受ける者は、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
- (3) 本新株予約権の目的である株式の種類及びその数の算定方法
本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使請求により当社が交付する当社普通株式の数は、行使請求に係る本新株予約権が付された本社債の金額の合計額を当該行使請求の効力発生日に適用のある転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。
- (4) 本新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権付社債の新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)は、平成25年9月2日から平成30年7月20日までの間、いつでも、本新株予約権を行使し、当社に対して本項第(3)号に定める当社普通株式の交付を請求することができる。ただし、以下の期間については、行使請求をすることができないものとする。

ご注意：この文書は、当社の第2回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- ①当社普通株式に係る株主確定日及びその前営業日（振替機関の休業日等でない日をいう。以下同じ。）
- ②本社債の利息が支払われる日の前営業日
- ③振替機関が必要であると認めた日
- ④第12項第(2)号又は第(3)号に定めるところにより平成30年7月20日以前に本社債が繰上償還される場合には、当該償還に係る元金が支払われる日の前営業日以降
- ⑤第20項に定めるところにより当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した日以降
- ⑥組織再編行為において承継会社等の新株予約権が交付される場合で、本新株予約権の行使請求の停止が必要なときは、当社が、行使請求を停止する期間（当該期間は1か月を超えないものとする。）その他必要事項をあらかじめ書面により社債管理者に通知し、かつ、当該期間の開始日の1か月前までに必要事項を公告した場合における当該期間

本号により行使請求が可能な期間を、以下「行使請求期間」という。

- (5) その他の本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部については、行使することができない。
- (6) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
 - ①各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権が付された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。
 - ②各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額（以下「転換価額」という。ただし、本項第(14)号において、「転換価額」は、承継新株予約権（本項第(14)号①に定義する。）の行使により交付する承継会社等の普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額をさす。）は、当初、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式による需要状況等の結果を考慮し、平成25年7月17日(水)から平成25年7月23日(火)までの間のいずれかの日（転換価額等決定日）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に、同日に103%から113%の範囲内で決定される値を乗じて算出される金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。なお、上記計算の結果算出される転換価額が1,887円を下回るときは、本新株予約権付社債の発行を中止する。
ただし、転換価額は本項第(7)号乃至第(10)号に定めるところにより調整されることがある。
- (7) ①当社は、本新株予約権付社債の発行後、本号②に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生ずる場合又は変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「新株発行等による転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後 転換価額} = \text{調整前 転換価額} \times \frac{\text{既発行 株式数}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時 価}}}$$

- ②新株発行等による転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。
(イ)時価（本項第(9)号③に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を引き受ける者を募集する場合。

ご注意：この文書は、当社の第2回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書及び訂正事項（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の末日とする。以下本項において同じ。）の翌日以降これを適用する。ただし、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、当該基準日の翌日以降これを適用する。

(ロ) 当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合。

調整後の転換価額は、株式分割の場合は当該株式の分割に係る基準日の翌日以降、無償割当ての場合は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、当該基準日の翌日以降これを適用する。

(ハ) 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（以下「取得請求権付株式等」という。）を発行する場合。

調整後の転換価額は、当該取得請求権、取得条項又は新株予約権の全てが当初の条件で行使又は適用されたものとみなして算出するものとし、払込期日（新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、当該基準日の翌日以降これを適用する。

(ニ) 上記(イ)乃至(ハ)にかかわらず、当社普通株式の株主に対して当社普通株式又は取得請求権付株式等を割り当てる場合、当該割当てに係る基準日が当社の株主総会、取締役会その他の機関により当該割当てが承認される日より前の日であるときには、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。ただし、この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当該承認があった日より後に当社普通株式を交付する。この場合、株式の交付については本項第(18)号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{\left[\frac{\text{調整前転換価額}}{\text{調整前転換価額}} - \frac{\text{調整後転換価額}}{\text{調整後転換価額}} \right] \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(8) ①当社は、本新株予約権付社債の発行後、本号②に定める特別配当を実施する場合には、次に定める算式（以下「特別配当による転換価額調整式」といい、新株発行等による転換価額調整式と併せて「転換価額調整式」と総称する。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{時価} - 1 \text{株あたり特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株あたり特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における各社債の金額（金100万円）あたりの本新株予約権の目的となる株式の数で除した金額をいう。1株あたり特別配当の計算については、小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

②「特別配当」とは、下記のいずれかの事業年度内に到来する各基準日に係る当社普

ご注意：この文書は、当社の第2回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

通株式1株あたりの剰余金の配当(配当財産が金銭であるものに限り、会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。)の額に当該基準日時点における各社債の金額(金100万円)あたりの本新株予約権の目的となる株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が、基準配当金(基準配当金は、各社債の金額(金100万円)を転換価額等決定日に確定する転換価額で除して得られる数値(円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切り捨てる。)に40を乗じた金額とする。)に当該事業年度に係る下記に定める比率(当社が当社の事業年度を変更した場合には、下記に定める事業年度及び比率は社債管理者と協議のうえ合理的に修正されるものとする。)を乗じた金額を超える場合における当該超過額をいう。

平成26年3月31日に終了する事業年度	1.20
平成27年3月31日に終了する事業年度	1.44
平成28年3月31日に終了する事業年度	1.73
平成29年3月31日に終了する事業年度	2.07
平成30年3月31日に終了する事業年度	2.49

- ③特別配当による転換価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月10日以降これを適用する。

- (9) 転換価額の調整については、以下の規定を適用する。

- ①転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限り、転換価額の調整は行わない。ただし、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額から当該差額を差引いた額を使用するものとする。

- ②転換価額調整式の計算については、小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- ③転換価額調整式で使用する「時価」は、(イ)新株発行等による転換価額調整式の場合は調整後の転換価額を適用する日(ただし、本項第(7)号②(ニ)の場合は当該基準日)、(ロ)特別配当による転換価額調整式の場合は当該事業年度の配当に係る最終の基準日、に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- ④新株発行等による転換価額調整式で使用する「既発行株式数」は、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は当該基準日又はかかる基準日がない場合は調整後の転換価額を適用する日の1か月前の応当日(応当日がない場合には当該日の前月末日とする。)における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除し、当該転換価額の調整前に本項第(7)号又は第(10)号に基づき交付株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。また、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、新株発行等による転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式の数を含まないものとする。

- (10) 本項第(7)号乃至第(9)号により転換価額の調整を行う場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、社債管理者と協議のうえ必要な転換価額の調整を行う。

ご注意：この文書は、当社の第2回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- ①株式の併合、資本金若しくは準備金の額の減少、合併（合併により当社が消滅する場合を除く。）、株式交換又は会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき。
 - ②本号①のほか、当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
 - ③当社普通株式の株主に対する普通株式以外の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。
 - ④金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当が、経済的に特別配当に相当するために転換価額の調整を必要とするとき。
 - ⑤転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生する等、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (11) 本項第(7)号乃至第(10)号により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要事項を社債管理者に通知し、かつ、適用の日の前日までに必要事項を公告する。ただし、本項第(7)号②(二)の場合その他適用の日の前日までに前記の公告を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
- (12) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- (13) 本新株予約権の取得事由
 取得事由は定めない。
- (14) 当社が組織再編行為を行う場合の承継会社等による本新株予約権付社債の承継
- ①当社は、当社が組織再編行為を行う場合（ただし、承継会社等の普通株式が当社の株主に交付される場合に限る。）は、第12項第(2)号に基づき本社債の繰上償還を行う場合を除き、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、本号②に定める内容の承継会社等の新株予約権（以下「承継新株予約権」という。）を交付するものとする。この場合、当該組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され（承継会社等に承継された本社債を以下「承継社債」という。）、承継新株予約権は承継社債に付された新株予約権となり、本新株予約権者は承継新株予約権の新株予約権者となる。本要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。
 - ②承継新株予約権の内容は次に定めるところによる。
 - (イ) 承継新株予約権の数
 組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の数と同一の数とする。
 - (ロ) 承継新株予約権の目的である株式の種類
 承継会社等の普通株式とする。
 - (ハ) 承継新株予約権の目的である株式の数の算定方法
 行使請求に係る承継新株予約権が付された承継社債の金額の合計額を下記(二)に定める転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生じ

ご注意：この文書は、当社の第2回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

たときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(二) 承継新株予約権が付された承継社債の転換価額

承継新株予約権が付された承継社債の転換価額は、組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権者が得られるのと同等の経済的価値を、組織再編行為の効力発生日の直後に承継新株予約権を行使したときに受領できるように定めるものとする。なお、組織再編行為の効力発生日以後における承継新株予約権が付された承継社債の転換価額は、本項第(7)号乃至第(10)号に準じた調整を行う。

(ホ) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

各承継新株予約権の行使に際しては、当該各承継新株予約権が付された承継社債を出資するものとし、当該承継社債の価額は、本社債の払込金額と同額とする。

(ヘ) 承継新株予約権を行使することができる期間

組織再編行為の効力発生日（当社が本項第(4)号⑥に定める行使請求を停止する期間を定めた場合には、当該組織再編行為の効力発生日又は当該停止期間の末日の翌銀行営業日のうちいずれか遅い日）から本項第(4)号に定める本新株予約権の行使請求期間の末日までとする。

(ト) 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(チ) その他の承継新株予約権の行使の条件

各承継新株予約権の一部については、行使することができない。

(リ) 承継新株予約権の取得事由

取得事由は定めない。

(15) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第30項に定める行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）においてこれを取り扱う。

(16) ①行使請求しようとする本新株予約権者は、行使請求期間中に、当該本新株予約権者が本新株予約権付社債の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関（以下「直近上位機関」という。）を通じて、行使請求受付場所に行行使請求に要する事項として当社の定める事項を通知しなければならない。

②行使請求受付場所に対し行使請求に要する事項を通知した者は、その後これを撤回することができない。

(17) 行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到達した日に発生する。本新株予約権の行使請求の効力が発生したときは、当該本新株予約権に係る本社債について弁済期が到来するものとする。

(18) 当社は、行使請求の効力発生後当該行使請求に係る本新株予約権者に対し、当該本新株予約権者が指定する直近上位機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

(19) 当社が単元株式数の定めを廃止する場合等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社及び社債管理者が協議して必要な措置を講じる。

15. 担保提供制限

(1) 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、当社が国内で今後発行する他の転換社債

ご注意：この文書は、当社の第2回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

型新株予約権付社債のために担保提供する場合（当社の資産に担保権を設定する場合、当社の特定の資産につき担保権設定の予約をする場合及び当社の特定の資産につき当社の特定の債務以外の債務の担保に供しない旨を約する場合をいう。以下同じ。）には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。本要項において、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定により、新株予約権の内容として、当該新株予約権に係る社債を新株予約権の行使に際してする出資の目的とする旨を定めたものをいう。

- (2) 前号に基づき設定した担保権が本社債を担保するに十分でない場合には、当社は本新株予約権付社債のために担保付社債信託法に基づき、社債管理者が適当と認める担保権を設定する。
- (3) 当社が吸収合併、株式交換又は吸収分割により、担保権の設定されている吸収合併消滅会社、株式交換完全子会社又は吸収分割会社の転換社債型新株予約権付社債を承継する場合には、前二号は適用されない。

16. 担保付社債への切換

- (1) 当社は、社債管理者と協議のうえ、いつでも本新株予約権付社債のために担保付社債信託法に基づき、社債管理者が適当と認める担保権を設定することができる。
- (2) 当社が第15項又は前号により本新株予約権付社債のために担保権を設定する場合は、当社は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。

17. 特定資産の留保

- (1) 当社は、社債管理者と協議のうえ、いつでも当社の特定の資産（以下「留保資産」という。）を本新株予約権付社債以外の当社の債務に対し担保提供を行わず本新株予約権付社債のために留保することができる。この場合、当社は社債管理者との間にその旨の特約を締結するものとする。
- (2) 前号の場合、当社は社債管理者との間に次の①乃至⑦についても特約するものとする。
 - ①留保資産のうえに本社債権者の利益を害すべき抵当権、質権その他の権利又はその設定の予約等が存在しないことを当社が保証する旨。
 - ②当社は、社債管理者の書面による承諾なしに留保資産を他に譲渡又は貸与しない旨。
 - ③当社は、原因の如何にかかわらず、留保資産の価額の総額が著しく減少したときは、ただちに書面により社債管理者に通知する旨。
 - ④当社は、社債管理者が必要と認め請求したときは、ただちに社債管理者の指定する資産を留保資産に追加する旨。
 - ⑤当社は、本社債の未償還残高の減少又はやむを得ない事情がある場合には、社債管理者の承諾により、留保資産の一部又は全部につき社債管理者が適当と認める他の資産と交換し、又は留保資産から除外することができる旨。
 - ⑥当社は、社債管理者が本新株予約権付社債権保全のために必要と認め請求したときは、本新株予約権付社債のために留保資産のうえに担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定する旨。
 - ⑦本号⑥の場合、留保資産のうえに担保権を設定できないときは、当社は本新株予約権付社債のために担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定する旨。
- (3) 本項第(1)号の場合、社債管理者は、本社債権者保護のために必要と認められる措置をとることを当社に請求することができる。

18. 担保提供制限に係る特約の解除

ご注意：この文書は、当社の第2回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

当社が第 15 項又は第 16 項第(1)号により本新株予約権付社債のために担保権を設定した場合、又は第 17 項により本新株予約権付社債のために留保資産の留保を行った場合であって、社債管理者が承認したときは、以後、第 15 項及び第 22 項第(2)号は適用されない。

19. 利益維持

- (1) 当社は、本社債の払込期日以降、本社債の未償還残高が存する限り、当社の各事業年度に係る監査済連結損益計算書（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則により作成されたものとし、以下「連結損益計算書」という。）に示される経常損益につき、利益を維持するものとする。
- (2) 当社の各事業年度に係る連結損益計算書に示される経常損益が 3 期連続して損失となった場合、その最終の事業年度（以下「最終事業年度」という。）の末日から 4 か月を経過した日に前号の違背が生じたものとみなす。
- (3) 前号の規定は、最終事業年度の経常損失額がその直前事業年度の経常損失額を下回り、かつ、3 期間の経常損失累計額が当該連続経常損失発生 1 期目の直前事業年度の末日における監査済連結貸借対照表（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則により作成されたものとする。）に示される純資産合計額の 30%を超えない場合には適用しない。ただし、当該最終事業年度の直前事業年度の経常損失に関して、本号本文により前号の適用を免れていた場合を除く。

20. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を喪失し、第 25 項に定めるところにより、その旨を公告するものとする。ただし、第 15 項又は第 16 項第(1)号により当社が、本社債権保全のために、担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定したときは、本項第(2)号又は第(3)号に該当しても期限の利益を喪失しない。

- (1) 当社が、第 12 項又は第 13 項の規定に違背したとき。
- (2) 当社が、第 15 項の規定に違背したとき。
- (3) 第 19 項第(2)号に基づき同項第(1)号の違背が生じたものとみなされたとき。
- (4) 当社が、第 14 項第(7)号乃至第(11)号、第 16 項第(2)号、第 21 項、第 22 項、第 23 項、第 24 項又は第 25 項の規定のいずれかに違背し、社債管理者の指定する期間内にその履行又は補正をしないとき。
- (5) 当社が、本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (6) 当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が 5 億円を超えない場合は、この限りではない。
- (7) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立をし、又は取締役会において解散（合併の場合を除く。）の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。
- (8) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。
- (9) 当社が、その事業経営に不可欠な資産に対し差押若しくは競売（公売を含む。）の申立を受け若しくは滞納処分を受けたとき、又はその他の事由により当社の信用を害する事実が生じたときで、社債管理者が本社債の存続を不適当であると認めたとき。

21. 社債管理者に対する定期報告

- (1) 当社は、社債管理者にその事業の概況を随時報告し、また、毎事業年度の決算及び剰余金の配当（会社法第 454 条第 5 項に定める中間配当を含む。）については取締役会

ご注意：この文書は、当社の第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

決議後ただちに書面をもって社債管理者に通知する。当社が、会社法第 441 条第 1 項に定められた一定の日における臨時計算書類の作成を行う場合も同様とする。

- (2) 当社は、金融商品取引法に基づき作成する有価証券報告書及びその添付資料の写しを当該事業年度経過後 3 か月以内に、四半期報告書の写しを当該各期間経過後 45 日以内に社債管理者に提出する。金融商品取引法第 24 条の 4 の 2 に定める確認書及び金融商品取引法第 24 条の 4 の 4 に定める内部統制報告書についても上記各書類の取扱いに準ずる。また、当社が臨時報告書及び訂正報告書を財務局長等に提出した場合には遅滞なくこれを社債管理者に提出する。ただし、当社が、金融商品取引法第 27 条の 30 の 3 に基づき有価証券報告書、四半期報告書又は臨時報告書及びそれらの訂正報告書（添付資料を含み、以下「報告書等」という。）の電子開示手続を行う場合は、これら報告書等を財務局長等に提出した旨の社債管理者への通知をもって社債管理者への報告書等及び前号に規定する書面の提出に代えることができる。

22. 社債管理者に対する通知

- (1) 当社は、本新株予約権付社債発行後、社債原簿及び新株予約権原簿に記載すべき事由が生じたとき並びに変更が生じたときは、遅滞なく社債原簿及び新株予約権原簿にその旨の記載を行い、書面をもって社債管理者に通知する。
- (2) 当社は、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債のために担保提供する場合には、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、債務の内容及び担保物その他必要事項を社債管理者に通知しなければならない。
- (3) 当社は、次に掲げる場合には、あらかじめ書面により社債管理者へその旨を通知する。
- ① 当社の事業経営に不可欠な資産を譲渡又は貸与すること。
 - ② 当社の事業の全部又は重要な一部の管理を他に委託すること。
 - ③ 当社の事業の全部又は重要な部分を休止又は廃止すること。
 - ④ 当社の事業経営に重大な影響を及ぼすような資本金又は準備金の額の減少をすること。
 - ⑤ 組織変更、合併若しくは会社分割をすること又は株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社になること。
 - ⑥ 解散を行うこと。
- (4) 当社は、次の各場合には、ただちに書面により社債管理者へその旨を通知する。
- ① 当社が、支払停止となったとき、又は手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - ② 当社が、社債を除く借入金債務について期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
 - ③ 当社が、その事業経営に不可欠な資産に対し強制執行、仮差押え若しくは仮処分の執行若しくは担保権の実行としての競売（公売を含む。）の申立、又は滞納処分を受けたとき。
 - ④ 当社又は第三者により、当社について破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立があったとき。

23. 社債管理者の調査権限

- (1) 当社は、社債管理者が本社債権保全のために必要と認め請求した場合には、当社並びに当社の連結子会社及び持分法適用会社の事業、経理、帳簿書類等に関する報告書を提出しなければならない。また、社債管理者は、当社の費用で自ら又は人を派遣して当社並びに当社の連結子会社及び持分法適用会社の事業、経理、帳簿書類等につき調査を行うことができる。
- (2) 前号の場合で、社債管理者が当社並びに当社の連結子会社及び持分法適用会社の調査

ご注意：この文書は、当社の第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

を行うときは、当社は、これに協力する。

24. 繰上償還の場合の通知及び公告

- (1) 当社が、第 12 項第(2)号に定める繰上償還をする場合は、償還しようとする日の少なくとも 60 日前にその旨及び期日その他必要事項を書面で社債管理者に通知する。
- (2) 当社が、第 12 項第(3)号に定める繰上償還をする場合は、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日（第 12 項第(3)号③ただし書の場合は 60 日間の末日）から 7 日以内にその旨及び期日その他必要事項を書面で社債管理者に通知する。
- (3) 第 12 項第(2)号又は第(3)号に定める繰上償還をする場合の公告は、第 25 項に定める方法によりこれを行う。

25. 公告の方法

本新株予約権付社債に関して社債権者に対し公告する場合には、法令に別段の定めがあるものを除いては、当社の定款所定の電子公告の方法によりこれを行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、当社の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行する各 1 種以上の新聞紙(重複するものがあるときは、これを省略することができる。)への掲載又は社債管理者が認めるその他の方法によりこれを行う。また、社債管理者が社債権者のために必要と認めて公告する場合には、社債管理者の定款所定の方法によりこれを行う。

26. 社債要項及び社債管理委託契約証書の公示

当社及び社債管理者は、その本店に本新株予約権付社債の社債要項及び社債管理委託契約証書の謄本を備え置き、その営業時間中一般の閲覧に供する。

27. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本新株予約権付社債の社債権者集会は、本社債の種類（会社法第 681 条第 1 号に定める種類をいう。）の社債（以下「本種類の社債」という。）の社債権者により組織され、当社又は社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の 3 週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び会社法第 719 条各号に掲げる事項を公告するものとする。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。）の 10 分の 1 以上に当たる本種類の社債を有する社債権者は、本新株予約権付社債についての社債等振替法第 222 条第 3 項の規定による書面を社債管理者に提示のうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社又は社債管理者に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

28. 申込期間

転換価額等決定日の翌営業日から転換価額等決定日の 2 営業日後の日まで。

29. 払込期日（新株予約権の割当日）

平成 25 年 7 月 24 日(水)から平成 25 年 7 月 30 日(火)までの間のいずれかの日。ただし、転換価額等決定日の 5 営業日後の日とする。

30. 行使請求受付場所

株主名簿管理人 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

31. 振替機関

株式会社証券保管振替機構

32. 元利金の支払

本社債に係る元利金は、社債等振替法及び振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って支払われる。

33. 発行代理人及び支払代理人

ご注意：この文書は、当社の第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

株式会社みずほ銀行

- | | |
|---|---|
| 34. 募集方法 | 一般募集 |
| 35. 引受会社 | 大和証券株式会社を主幹事とする引受団 |
| 36. 申込取扱場所 | 引受会社の本店及び国内各支店 |
| 37. 引受会社の対価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格と引受会社より当社に払込まれる金額（本新株予約権付社債の払込金額）との差額の総額を引受会社の手取金とする。 |
| 38. 取得格付 | B B B +（株式会社日本格付研究所） |
| 39. 上場申請の有無 | 有（株式会社東京証券取引所） |
| 40. 振替機関への同意 | 平成 25 年 7 月 8 日同意書提出 |
| 41. 上記に定めるもののほか、第 12 項の「組織再編行為償還金額」の表中の数値の決定その他本新株予約権付社債の発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 濱尚に一任する。 | |
| 42. 本新株予約権付社債の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 | |

以 上

ご注意：この文書は、当社の第2回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. 調達資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

本新株予約権付社債発行による手取概算額3,480百万円については、平成27年3月までに全額を設備投資資金（ソフトウェアを含む）に充当する予定であります。

上記調達資金のうち、3,070百万円については印刷包材の製造設備の新設及び更新のための設備投資資金として下記の設備計画に、残額をソフトウェア及び製版機等のその他設備に充当する予定であります。

なお、当社の設備計画の内容については、平成25年7月8日現在、以下のとおりとなっております。

会社名 事業所名	所在地	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び 完了予定年月		完成後の 増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
富山工場	富山県 富山市	印刷包材	印刷包材の 製造設備	1,680,000	—	新株予約権 付社債発行 資金	平成25年 5月	平成27年 3月	(注)
富山第二工場・ 富山第三工場	富山県 富山市	印刷包材	印刷包材の 製造設備	734,000	—	新株予約権 付社債発行 資金	平成25年 5月	平成27年 3月	(注)
富山南工場	富山県 富山市	印刷包材	印刷包材の 製造設備	569,000	—	新株予約権 付社債発行 資金	平成25年 6月	平成27年 3月	(注)
富山東工場	富山県 富山市	印刷包材	印刷包材の 製造設備	87,000	—	新株予約権 付社債発行 資金	平成25年 5月	平成27年 3月	(注)

(注) 完成後の増加能力については、当社の製品仕様が多岐に亘るため現段階での量的換算が困難であり、記載を省略しております。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

本新株予約権付社債発行による調達資金を当社の中核事業である印刷包材事業における生産設備等の設備投資資金に充当することによって、生産性や収益性の向上と技術優位性の確保を通じて、当社グループの更なる競争力強化につながるものと考えております。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要施策と位置づけ、利益の配分につきましては、株主の皆様への安定的な配当の継続を基本としつつ、これに加え業績に応じた成果の配分を行うことを念頭に、具体的には、連結配当性向30%以上の配当を実施して参りたいと考えております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

ご注意：この文書は、当社の第2回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保した資金につきましては、業容の拡大に向けた財務体質の強化資金や設備投資資金として活用するとともに、将来の収益力の向上を通じて株主の皆様へ還元したいと考えております。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
1株当たり連結当期純利益	147.92円	111.20円	131.39円
1株当たり年間配当金 (うち1株当たり中間配当金)	45.00円 (15.00円)	35.00円 (15.00円)	40.00円 (15.00円)
実績連結配当性向	30.4%	31.5%	30.4%
自己資本連結当期純利益率	9.4%	6.7%	7.5%
連結純資産配当率	2.8%	2.1%	2.2%

- (注) 1. 1株当たり連結当期純利益は、期中平均株式数に基づいて計算しております。
2. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。
3. 自己資本連結当期純利益率は、決算期末の連結当期純利益を自己資本（期首の少数株主持分及び新株予約権控除後の連結純資産合計と期末の少数株主持分及び新株予約権控除後の連結純資産合計の平均）で除した数値です。
4. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産（期首1株当たり連結純資産と期末1株当たり連結純資産の平均）で除した数値です。
5. 平成23年3月期の1株当たり年間配当金には、富山南工場竣工記念配当5.00円及び特別配当20.00円、平成24年3月期の1株当たり年間配当金には、創業140周年記念配当5.00円、平成25年3月期の1株当たり年間配当金には、特別配当10.00円が含まれております。

3. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

本新株予約権付社債の発行により、直近の発行済株式総数に対する潜在株式数の比率は17.73%となる見込みです。

- (注) 1. 潜在株式の比率は、今回発行する本社債に付された新株予約権が全て行使された場合及び当社又は当社関係会社の取締役又は従業員に対して付与しているストックオプションとしての新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数の合計（1,981,767株）を平成25年6月30日現在の発行済株式総数で除したものです（全て新株式で交付した場合の潜在株式の比率となります。）。なお、本新株予約権付社債における想定転換価額は2,396円（平成25年7月5日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値2,219円の108%）として計算しています。また、行使に際して当社自己株式を移転する場合、潜在株式は発生いたしません。
2. 当社は会社法の規定に基づく新株予約権（ストックオプション）を発行しており、内容は次のとおりであります。

ご注意：この文書は、当社の第2回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

新株予約権（ストックオプション）の付与状況（平成25年6月30日現在）

決議日	交付株式 残数	新株予約権の 行使時の 払込金額	資本 組入額	行使期間
平成19年6月28日	52,000株	1,273円	714円	自 平成21年8月1日 至 平成26年7月31日
平成19年6月28日	19,000株	1,273円	714円	自 平成21年8月1日 至 平成26年7月31日
平成23年7月11日	450,000株	1,844円	991円	自 平成25年8月1日 至 平成30年7月31日

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

①エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
始 値	1,495 円	1,766 円	1,970 円	2,681 円
高 値	1,830 円	2,049 円	2,950 円	3,090 円
安 値	1,390 円	1,530 円	1,750 円	2,175 円
終 値	1,830 円	1,950 円	2,681 円	2,219 円
株価収益率	12.37 倍	17.54 倍	20.40 倍	—倍

(注) 1. 平成26年3月期の株価については平成25年7月5日現在で表示しています。

2. 株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値です。なお、平成26年3月期については未確定のため表示していません。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

本新株予約権付社債の募集に関連して、当社は、大和証券株式会社に対し、転換価額等決定日に始まり、本新株予約権付社債の払込期日の翌営業日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式、当社普通株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等（ただし、本新株予約権付社債の発行及びその転換による当社普通株式の交付並びに株式分割に係る当社普通株式の発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記の場合において、大和証券株式会社は、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

ご注意：この文書は、当社の第2回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。